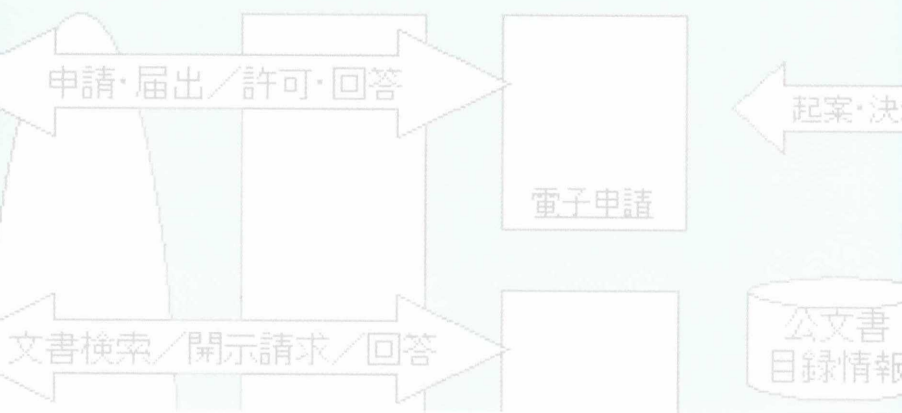


平成13年度第2回収蔵文書展

行政情報史の130年

— 埼玉県設置から
電子県庁構想まで —

平成14年1月26日(土) ~ 3月17日(日)
休館日：月曜日、月末日、祝日、2/12



ホームページでも開催しています

<http://www.pref.saitama.jp/A20/BA18/index1.html>



埼玉県立文書館

〒336-0011 さいたま市高砂4-3-18
TEL 048-865-0112 FAX 048-839-0539
JR 浦和駅西口徒歩12分 / 中浦和駅徒歩15分

情報公開
公開文書
本文情報
起案・決裁
電子申請
公文書
目録情報
起案・決裁
財務会計
起案・決裁
登録入札
起案・決裁
情報公開
公開文書

開催にあたって

「地域情報化」「IT革命」が推進される中で、埼玉県庁でも文書を電子化し、インターネットによる情報の提供や行政手続きのオンライン化等を内容とする「電子県庁」を平成15年度から稼働させるための準備が進められています。県庁文書は、130年続いた紙の時代から「電子文書」が主役の時代に移り、行政情報の在り方も埼玉県誕生期以来の大変革を迎え、その重要性がますます大きくなろうとしています。

しかし、行政にとって情報が重要視されたのは、コンピュータやインターネットの発達による現代社会のことだけではありませんでした。明治4年に埼玉県が設置されてから、それぞれの時代で、それぞれの媒体や技術により、行政情報は様々な形で蓄えられ、伝えられ、活用が図られてきました。

近世から近代へと大きな変革を遂げた明治維新时期、誕生したばかりの埼玉県庁では、行政情報を県民に伝えるために、印刷技術の導入や制度の革新に努めました。また、昭和58年には県民の側から公文書の公開を請求できる情報公開制度が始まりました。そうしたことは行政情報史上の歴史的な出来事でありました。

昭和44年には文書館が開館し、歴史的な公文書の県民への提供を始めました。公文書は、県民や県職員が様々な活動を展開する上で活用することのできる最も基本的な資料であり、県民の共有財産でもあります。これを収集し整理を行い、永く後世に伝えていく役割を有している文書館の設置は全国的にも先進的なものでありました。

本展示では、埼玉県の設置から「電子県庁」構想までの130年に及ぶ「県庁文書の情報史」を当館収蔵文書を中心に紹介したいと思います。

終わりに、本展示を開催するにあたり貴重な資料を御提供いただきました寄贈・寄託者の方々、また、御協力をいただきました関係各位に対し、深く感謝申し上げます。

平成14年1月

埼玉県立文書館

プロローグ

埼玉県設置の頃

江戸時代、幕府や領主からの公的な情報は、手書きの文書が回覧でまわされ〔回状、廻状〕、町村の役人が、それを帳面〔御用留、公用日記など〕に書き写す方法で伝達・管理されていました。明治4年11月14日、埼玉県と入間県が誕生しましたが*、その設置を伝える明治新政府(太政官)からの布告を町村に伝える方法も、江戸時代と変わりありませんでした。

*明治4年に誕生した埼玉県は、現在の北足立・北埼玉・南埼玉・北葛飾郡の範囲で、それ以外の現県域には入間県が設置されました。

電子県庁では、ITの活用により、県民サービスの向上及び行政運営の効率化を目指すもので、目標年次は平成15年度です。インターネットによる情報の提供や行政手続きのオンライン化、庁内における情報伝達や意思決定の迅速化、行政情報の一元化や有効活用の推進などが主な内容です。

幕末期、活版印刷機が輸入され、明治4年政府に活字局が誕生しました。埼玉県でも庁内に印刷所を設置し、同6年には活版印刷による布達〔各町村に配られるようになり、町村では、これを掲示して人々に伝えました。この新技術により、県の公的情報は速く、手間なく、誤りなく伝えられるようになったのです。しかし、県民に文書を理解する能力がなくては、制度だけを整えても情報は伝わりません。教育の整備・普及は、最も重要な情報政策であったといえるのかもしれない。

その後、行政事務の印刷として謄写版、タイプ・ライターが使われるようになり、コピー機、ワード・プロセッサが普及し、そして、現在はパーソナル・コンピュータが主流となっています。

電子県庁では、国・都道府県・市町村は、LGWAN*というネットワークで結ばれます。また、県民から県への申請や届出、県税申告手続等は、インターネットによるオンライン化が進められます。紙への印刷よりもパーソナル・コンピュータの画面によって、明治以降目指してきた①速く、②手間なく、③誤りなくの流れを推進するものといえます。

*LGWAN：総合行政ネットワーク。3,300の全地方公共団体を結び、国の各府省の霞が関WANとも接続し、電子文書の交換等を行います。

Ⅱ 伝える形

2 通信の方法

交通・通信技術の急速な進歩も、情報伝達の方法を変えていく後押しとなりました。県設置当初、国から府県への伝達は回覧によるものでした。そのために各府県は東京に出張所を置き、自前の定期便や郵便でそれを本庁に伝えました。その後新たに導入された郵便制度の普及もあり(明治5年東京-高崎間に郵便馬車が開通)、伝達は郵便が基本となり東京出張所も廃止されました。また、同10年には浦和に電信分局が設置され、火急の情報を電報が伝えるようになりました。

その後、明治36年には浦和で電話が開始され、距離を隔てた口頭伝達が可能となりました。以降通信手段が大きく変わることはありませんでしたが、20世紀後半に至ってファクシミリ、そして電子メールが使われるようになり、瞬時に豊富な情報を伝えることができるようになりました。

電子県庁では、LGWAN やインターネット等により伝達がなされます。

Ⅰ 伝える形

1 印刷の革新

近代化を推進する明治政府には、行政の情報や農業・商工業の振興等に有益な情報を普及させる必要がありました。明治16年の官報の創刊にも、そのような意図があり、府県から報告された勤業情報等も掲載されました。同19年に創刊された県報は、県の規則や命令を公布する位置付けをもちましたが、それだけではなく、官報と同様の役割を担い、勤業上の技術的な情報や気象情報、県官吏の動静などが伝えられました。

その後、官報の付録として刊行された一時期もありましたが、現在に至るまで刊行されています。しかし、多くの広報誌等の刊行により、条例や規則、規程の公布や公告・告示等が主な内容となっています。

電子県庁では》 県報は、平成13年度から県ホームページでも見られるようになりました。現在は、平成13年4月以降のものが掲載されています。

Ⅲ 伝える形 3 県報の創刊

Ⅳ 蓄える形 情報の管理

情報は、有効に使えるように整理し、管理しなければ活用することはできません。江戸時代、伝達の役目を果たす文書の形は様々でした。特に、横に長い紙を折りたたんだ形の文書が多かったので、読んだり整理したりするのも手間がかかりました。明治政府は、いち早く文書の形を統一する命令を出し、それにより書き写すこともなく、二つ折りにした文書をテーマ別・事案別に綴じるだけで、整理された冊子体の記録【簿冊】が残されるようになりました。実に単純ながら、画期的な情報管理の変革であったといえます。その後、簿冊は基本的な文書管理方法として広まり、いまでも多くのファイルが市販されています。

その後、昭和44年度からファイリング・システムに移行しました。第1ガイド、第2ガイド、個別フォルダーという3段階の分類がなされ、文書は綴じないまま個別フォルダーのなかに収納して保管されています。

電子県庁では》 電子文書は、すべて県庁のサーバーで保存管理されるので、全庁的な情報の共有化が図られます。また、文書の検索機能などコンピュータの様々な機能による活用が可能となります。

勤業等に関して県報が担った情報は、新たな広報メディアに移っていきました。すでに明治期から、行政の各分野ごとに雑誌や刊行物が出されるようになりました。県の機関により刊行されたものもありますが、農会や教育会など県に係る団体によるものが多く刊行され、それには、県の官吏や技術者が文章を寄せています。

その後、戦後になると県全体の広報誌（紙）のほか、各課所室が発行する広報誌（紙）も増え、また、映画やテレビの映像による広報も盛んとなり、県民に対する情報の提供が進められました。

電子県庁では》すでに平成8年3月に県のホームページが開設されています。その内容の充実が進められ、アクセス数も年々増加しています。全課所室でのホームページ開設など、さらなる推進が図られています。

Ⅴ 広げる形 1 出版と広報

Ⅵ 広げる形 2 情報の公開

行政の情報は、長く行政の側から発せられるものでした。また、その方法も伝達・提供する形に整えてのものであり、情報の源泉である生の文書が公開されることはありませんでした。昭和44年、文書館で戦前の公文書が公開されるようになったことは行政史上画期的な出来事でありました。そして、県庁にある現用の文書までも公開の対象としたのが、昭和58年の「埼玉県行政情報公開条例」でした。

その後、平成13年度には条例の全面改正が行われ、対象文書・組織の拡大や一層の制度充実が図られました。

電子県庁では》すでに平成13年度からホームページでの公文書検索ができるようになっていました。さらに、今後はインターネットでの申請や閲覧ができるようになります。

文書館では、中世から現代に至る埼玉に関する歴史的・文化的に価値のある文書・記録を保存し、広く利用に供しています。中世や近世の古文書の多くは、その当時の政治や行政の必要から作られたものですが、長い時を経る中で、貴重な情報を伝えてくれる歴史的情報資源の役割を担うようになったのです。明治や大正の県庁文書も、今ではかけがえのない貴重な歴史資料であり、現代の行政情報・行政文書も、未来の人たちにとっての歴史情報・歴史資料となるのです。過去から現在、そして未来へと、文書をはじめとする情報資源を絶えることなく保存し、時を超えて伝えていく役割を、文書館は担っています。

電子県庁では》文書が紙から電子に変わっても、公文書を保存していくという文書館の役割は変わりません。しかし、システムと一体となって文書が成り立っていること、電子文書の長期保存のための技術が発展途上であることなどの課題があり、「時代を超えて伝える」ために、こうした課題を解決していくことが求められています。

エピローグ 時を超えて 伝える 文書館の役割

展示資料目録

1	紀州鷹場廻状	(近世後期)	会田家文書5542
2	埼玉県・入間県等設置布告	1871(明治4)	大熊(正)家文書3410
3	宮前村御用日誌(埼玉県・入間県等設置布告)	1871(明治4)	鈴木(庸)家文書16
4	入間県布達綴(元前橋県からの引渡/入間県最初の達)	1872(明治5)	鈴木(庸)家文書6432
5	電子県庁イメージ図(「IT 推進アクションプラン」/パネル)	2001(平成13)	県 HP プリント・アウト
6	文部省による埼玉県布達活版摺立許可書	1872(明治5)	埼玉県行政文書明157
7	布達活版摺配出をつげる埼玉県布達	1873(明治6)	埼玉県行政文書明91
8	熊谷県管内布達取扱並費用規則	1873(明治6)	鈴木(庸)家文書3120
9	御布告配達帳(熊谷県南第一大区七小区)	1873(明治6)	鈴木(庸)家文書5413
10	御布告掲示日限書上控(熊谷県南第一大区七小区)	1873(明治6)	鈴木(庸)家文書1922
11	県庁への郵便による諸願を認める埼玉県布達	1873(明治6)	埼玉県行政文書明91
12	文書理解のための学問等を奨励する埼玉県布達	1873(明治6)	埼玉県行政文書明89
13	タイプ文書	1963(昭和38)	
14	謄写版文書	1963(昭和38)	
15	初期ワープロ(文書館1号機)文書	1986(昭和61)	
16	御布告留(北白川宮薨去の太政官布告)	1872(明治5)	埼玉県行政文書明38
17	東京出張所庶務日誌(1月13日条「本庁へ送り記」)	1872(明治5)	埼玉県行政文書明53
18	府県往復規程(「東京出張所廃止一件書類」)	1875(明治8)	埼玉県行政文書明197
19	大津事件にかかる小松原警保局長から久保田知事への電報	1891(明治24)	埼玉県行政文書明994
20	FAX 文書	2002(平成14)	
21	Eメール文書(プリント・アウト)	2002(平成14)	
22	管内限新聞活版摺立伺書	1872(明治5)	埼玉県行政文書明899
23	埼玉新聞 第5号	1873(明治6)	林家文書7683
24	埼玉新聞 第7号	1873(明治6)	平川家文書230
25	官報創刊にかかる山県有朋参議から吉田県令への照会状	1883(明治16)	埼玉県行政文書明938
26	埼玉県報告(馬車道開設ノ景況)が載る官報 明治16年第37号	1883(明治16)	参考図書(複製版)
27	県報刊行規則	1886(明治19)	埼玉県行政文書明955
28	埼玉県報 創刊号	1886(明治19)	埼玉県行政文書県1
29	埼玉県報 明治24年第4号(第3回内国勧業博覧会審査報告抄報)	1891(明治24)	埼玉県行政文書県9
30	埼玉県報 昭和20年8月16日号外(福本知事終戦告諭)	1945(昭和20)	埼玉県行政文書県118
31	官報附録 埼玉県報 第1号(複製)	1890(明治23)	埼玉県行政文書県8
32	埼玉県報 明治24年第1号(複製)	1891(明治24)	埼玉県行政文書県9
33	埼玉県報 大正第1号(複製)	1912(大正元)	埼玉県行政文書県53
34	埼玉県報 昭和第1号(複製)	1926(昭和元)	埼玉県行政文書県82
35	埼玉県報 平成第1号(複製)	1989(平成元)	埼玉県行政文書80804
36	埼玉県報 平成13年4月号外第16号(ホームページ掲載第1号)	2001(平成13)	県 HP プリント・アウト(PDF版)
37	新堀村 御用留帳	1869(明治2)	大熊(正)家文書127
38	新堀村 御布達活版綴込	1875(明治8)	大熊(正)家文書2770
39	新堀村 諸官省県庁布告布達綴込	1877(明治10)	大熊(正)家文書4070
40	入間郡赤尾村村方出入一件書類	1803(享和3)	林家文書3546~3560
41	埼玉県勧業課文書簿冊(蚕糸業調査)	1907(明治40)	埼玉県蚕糸業協会文書1
42	埼玉県蚕業取締所文書簿冊(蚕種製造免許願書記載事項変更届)	1917(大正6)	埼玉県蚕糸業協会文書17
43	北足立新座郡役所文書簿冊(見沼代用水路灌漑段別取調書)	1883(明治16)	見沼土地改良区文書161
44	豊岡村役場文書簿冊(官有宅地使用契約書)	1899-1905(明治32-38)	荒井(精)氏収集文書206
45	埼玉県製糸同業組合文書簿冊(重要書類)	1913-17(大正2-6)	埼玉県蚕糸業協会文書19
46	北泉国民学校文書簿冊(公文書綴)	1944(昭和19)	教育史編さん室移管文書177
47	ファイリング・システム文書	1973(昭和48)	
48	衛生雑誌 第1~3号(県衛生課)	1880-81(明治13-14)	吉田(実)家文書923~925
49	埼玉教育雑誌 第1~10号、第5、6号附録(埼玉私立教育会)	1883-84(明治16-17)	小室家文書4273~4284
50	埼玉県農会報 第26、28、31、33号(埼玉農会)	1903(明治36)	宇野家文書2324~2327
51	大里郡時報 第3、26、27号(大里郡農会・大里郡教育会)	1928、30(昭和3、5)	宇野家文書2303~2305
52	蚕業相談 第2号(埼玉県蚕業試験場)	1932(昭和7)	宇野家文書2162
53	ポスター「民主的な生き方」(原資料:川越市立図書館蔵/パネル)	1947(昭和22)頃	原資料:高階村役場文書56
54	埼玉メガホン 第83号(原資料:川越市立図書館蔵/パネル)	1951(昭和26)	原資料:高階村役場文書1491
55	さいたま彩の国だより 第372号(平成14年1月号)	2002(平成14)	
56	埼玉県ホームページ(パネル)	2002(平成14)	県 HP プリント・アウト
57	行政情報の公開に関する研究部会の検討結果報告	1981(昭和56)	行政刊行物 G317.6キヨウ
58	埼玉県行政情報公開推進基本計画	1982(昭和57)	行政刊行物 G317.6SK キヨ
59	埼玉県情報公開10年の歩み	1993(平成5)	行政刊行物 G317.6SK シヨ
60	パンフレット「県民参加の行政をすすめるために」	2001(平成13)	
61	埼玉県ホームページ公文書件名検索画面(パネル)	2002(平成14)	県 HP プリント・アウト
62	源頼朝袖判下文(原資料:神奈川県立歴史博物館蔵/複製)	1192(建久3)	レプリカ C15102
63	粕壁宿公用日記	1842(天保13)他	中島家文書3~5
64	昭和十五年度第三次防空書類	1940(昭和15)	伊達徳次郎関係文書148~155
65	東京オリンピック関係文書簿冊	1964(昭和39)	埼玉県行政文書 A320
66	電子文書保存ディスク	2002(平成14)	

協力者/協力機関 (敬称略) 会田真言、宇野益夫、大熊正久、小室開弘、鈴木庸夫、中島修、林信行、平川汎、川越市立図書館、見沼土地改良区、埼玉県総務部文書課、広聴広報課、県政情報センター、情報政策課、IT 企画室

平成13年度第2回収蔵文書展・行政情報史の130年-埼玉県設置から電子県庁構想まで
平成14年(2002)1月26日/埼玉県立文書館